

松江市肝炎ウイルス検診事業（委託医療機関）実施要領

1. 目 的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって市民が自身の肝炎ウイルス感染状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障がいの回避、症状の軽減、進行の遅延又は重症化予防を図ることを目的とする。

2. 根拠法令

松江市肝炎ウイルス検診事業（以下「肝炎ウイルス検診」という。）は、国の定める次の各実施要領に基づくほか、本要領に定めるところにより実施するものとする。

(1) 健康増進事業

肝炎ウイルス検診等実施要領（平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331009 号厚生労働省健康局長通知）

(2) 特定感染症検査等事業

特定感染症検査等事業実施要綱（平成 14 年 3 月 27 日健発第 0327012 号厚生労働省健康局長通知）
に規定する肝炎ウイルス検査（ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領）

3. 実施主体

松江市

4. 対象者

肝炎ウイルス検診の受診（検査の実施を含む。以下同じ。）の日において松江市に住民登録を有する者であって、肝炎ウイルス検診の受診を希望する者のうち、次の事業ごとに定める要件のいずれかに該当する者とする。

ただし、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことのある者、医療保険法各法その他の法令等に基づく保健事業等のサービスを受ける際に合わせて本事業の検診に相当する検診を受けた者は除く。

(1) 健康増進事業

ア．節目検診該当者

事業実施年度において満 40 歳となる者。

イ．節目外検診該当者

事業実施年度において満 41 歳以上となる者。

ウ．要指導者

満 40 歳以上（事業実施年度中に満 40 歳となる者を含む。）で、事業実施年度に松江市の実施する健康診査の肝機能検査（ALT（GPT）値）の数値が要指導領域（「31U/L 以上」）であった者

なお、ア、イの該当者については、事業実施年度の「がん検診等受診券」で肝炎ウイルス検診の受診対象者としている者とする。

また、ウの該当者については、過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者であっても受診することが出来るが、原則として速やかに医療機関での受診を勧奨する。

(2) 特定感染症検査等事業

健康増進事業の対象者に該当しない者。

5. 検診実施医療機関

松江市の健康診査（成人・高齢者）を実施する医療機関（以下「検診実施医療機関」という。）に委託して

実施する。この委託に当たって、松江市と検診実施医療機関は、別途「松江市肝炎ウイルス検診業務委託契約書」により検診に係る業務委託契約を締結するものとする。

また、検診実施医療機関の追加は、松江市成人高齢者事業等検討会議に意見を求めることが出来るものとする。

6. 実施期間

当該年度の6月1日から3月31日までの期間。ただし、検診実施医療機関の休診日を除く。

7. 受診者からの検診料金の徴収

「松江市がん検診等実施要綱」に基づき、肝炎ウイルス検診業務に要した費用は、受診者からは徴収しない。

8. 肝炎ウイルス検診の実施方法

肝炎ウイルス検診の項目は、問診、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とし、記録票は、「松江市肝炎ウイルス検診記録票（以下、「記録票」という。）を用いる。

また、健康増進事業に基づく対象者については、受診者が持参した「がん検診等受診券」で対象者であることを確認するものとし、「がん検診等受診券」を持参しないものは受診出来ないこととする。

(1) 問診

問診は、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、現在B型及びC型肝炎の治療を受けているか否か、すでにB型及びC型肝炎の検査を受けたか否かなどについて聴取する。また、その際に検診についての説明を行い、検診の実施についての受診者本人又は保護者の署名による同意を必ず得ること。

又、記録票に記載している承認事項及び個人情報について同意を得ること。

(2) B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(3) C型肝炎ウイルス検査

1) HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けたものであって、測定範囲が広く、高力価、中力価及び低力価に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

2) HCV核酸増幅検査（HCV-RNA検出）

HCV抗体検査の結果が中力価又は低力価を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

9. 結果判定

検査結果の判定は、肝炎ウイルス検診に携わる医師によって行うこと。

(1) B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定する。ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

1) HCV抗体検査

ア. HCV抗体検査結果が高力価を示す場合

「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定する。

イ. HCV抗体検査結果が中力価又は低力価を示す場合

HCV核酸増幅検査（HCV-RNA検出）を実施する。

ウ. HCV 抗体検査結果が陰性（各検査法でスクリーニングレベル以下）を示す場合
「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

2) HCV 核酸増幅検査

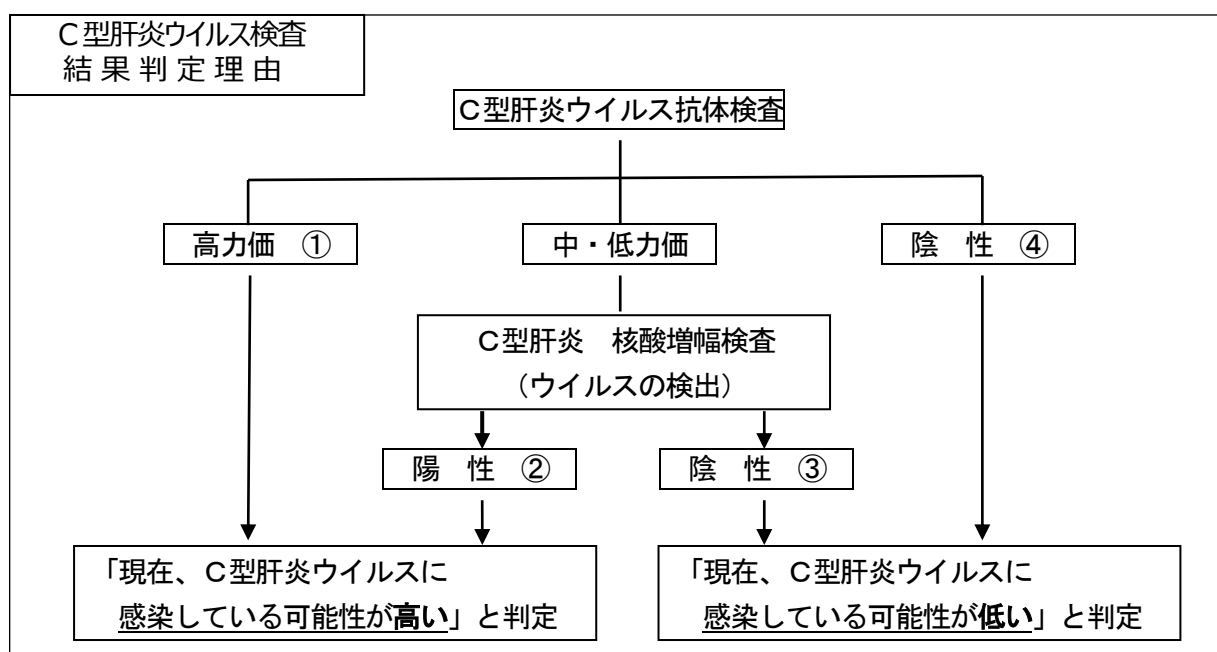
上記 1) でイ. と判定された検体に対して、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV-RNA の検出を行う。

ア. HCV-RNA が検出された場合

「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定する。

イ. HCV-RNA が検出されない場合

「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。



10. 結果通知及び指導区分

検査結果が「陽性」、「陰性」に関わらず、必ず記録票（3 枚目「本人用」）を用いて、受診者に通知する。

B 型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された者、又は C 型肝炎ウイルス検査において「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、松江市肝炎ウイルス検診精密検査依頼書（以下「精密検査依頼書」という。）を作成し、松江市送付用封筒等を添付し本人に交付する。その際に、検査結果に応じて肝炎の治療を適切に実施できる医療機関（島根県肝炎等精密検査実施医療機関（以下「精密検査実施医療機関」という。）への受診を勧奨する。

この際、肝炎等精密検査受診勧奨用のチラシ等を使用して、初回精密検査費用助成制度やフォローアップ制度の周知を図ることとする。

11. 記録票

(1) 記録票の様式：記録票 F

記録票は 3 枚複写になっており、それぞれの用途により分けてある。

- ・ 1 枚目 **F-1**（松江市用）…松江市健康推進課に提出する。
- ・ 2 枚目 **F-2**（検診実施医療機関用）…検診実施医療機関にて保管する。
- ・ 3 枚目 **F-3**（本人用）…結果説明の時、本人に通知する。

(2) 記録票の記入について

検診実施医療機関は次の事項について確認し、記録票の記入等を実施する。

- 1) 本人が記載した項目を、正しく記載されているか確認し、間違いがあれば訂正する。
問診票について、本人が記入できない場合は、聞き取りをする。
- 2) 健康増進事業の対象者については、がん検診等受診券番号を転記する。
- 3) 健診同時実施の有無欄は、各健康診査と同時実施か単独実施かいずれか該当するものを○で囲む。
- 4) 検診分類欄は、健康増進事業の対象者については、「1. 節目 2. 節目外 3. 本年度要指導者」、特定感染症検査等事業対象者については、「4. 39 歳以下」のいずれか該当するものを○で囲む。
なお、本年度要指導の場合は、健康診査の結果に基づき ALT (GPT) 値を () 内に記入する。

12. 記録票の提出について

- (1) 当月実施分の記録票（松江市用）に必要な書類を添えて、速やかに市に提出する。
- (2) 市は、提出された記録票等の内容を速やかに確認し、問題がなければその旨を検診実施医療機関へ伝え、検診実施医療機関は速やかに請求書を提出する。

13. 精密検査依頼書及び提出について

- (1) 精密検査依頼書の様式：精密検査依頼書 L
精密検査依頼書は 3 枚複写になっており、それぞれの用途により分けてある。
 - ・ 1 枚目 L-1（市 提 出 用）…松江市健康推進課に提出する。
 - ・ 2 枚目 L-2（検 診 実 施 医 療 機 関 用）…松江市に提出し、松江市は検診実施医療機関へ転送する。
 - ・ 3 枚目 L-3（精密検査実施医療機関用）…精密検査実施医療機関にて保管する。
- (2) 精密検査依頼書により診察した精密検査実施医療機関は、松江市送付用封筒にて、L-1、L-2を松江市に提出する。
- (3) 松江市は依頼書 L-2 を、検診実施医療機関へ転送する。

14. 関係書類の保存

受診者の関係資料は、検診実施医療機関及び松江市において、肝炎ウイルス検診を実施した翌年度から起算して 5 年間保存する。

15. 個人情報及びプライバシーの保護

肝炎ウイルス検診の実施に当たり、個人情報及びプライバシーの保護については最大限の配慮をする。

16. その他

この要領に定めのない事項については、松江市及び検診実施医療機関が協議し、別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。